

20世紀のライシテ ③

天理教リヨン布教所長
藤原 理人 Masato Fujiwara

いまだ世界中がコロナ禍から脱却できない中、フランスを含むヨーロッパ各国でウイルス感染の再拡大が大きな問題になっている。この原稿を書いている時点でも、オミクロン株がフランス領レユニオン島で初めて確認されたとのニュースが出た。こうした中、フランス政府はワクチン接種の推奨をどんどん強め、ワクチンパスポートなしでは大幅に行動を制限する対策を進めている。とはいえ、まだ街中の雰囲気は切迫した緊張感を感じるほどではない。むしろ年末商戦に向けて日曜日に店を開けるところも多く、人出は増えていくだろう。

さて、「20世紀のライシテ②」(2021年4月号)で第2次世界大戦まで見てきた。戦争が終わるまでは、法律によって非宗教化が図られてきた。ライシテという言葉も、第3共和制時にはダブル法で「教員は非宗教者(ライック)でなければならない」という条文で使用されているが、それ以外では全く使われておらず、一般に浸透している言葉ではなかった。第2次世界大戦後、フランスは第4、第5共和制と続くが、その双方の憲法でライックという言葉が登場し、信教の自由が保障された。現行の第5共和国憲法では、次のように宣言されている。「フランスは、不可分の非宗教的、民主的かつ社会的な共和国である。フランスは、出身、人種または宗教による区別なしに、すべての市民の法律の前の平等を保障する。フランスは、すべての信条を尊重する」(工藤 2007年、187頁)。

この条文は憲法第1条であり(冒頭の一文は第4共和国憲法の第1条でもある)、フランスという国を規定している。第1文の共和国を修飾する日本語の並びはフランス語のそれと同じで、不可分のという語の次に非宗教的(ライック)が使用されている。「一般に国家が宗教に与えるステータスは、数ある可能性のなかの一例というのではなくて、その国の本質、その定義にかかわる問題となる」ことから、共和国の理念はライシテの原則なくして存在しないとと言えるだろう(工藤 2007年、187頁)。

この非宗教的「ライック」の前に置かれた「不可分(indivisible)」、つまり「分けられない」という言葉も非常に重要だ。2つのフランスと形容された19世紀の思想対立、またそれ以前の封建社会に存在した貴族、宗教者、市民といった階層差など、いかなる形であれ国民の間の断裂は許さないという強い意志が、この言葉に集約されているように思う。まさに「制定された憲法は、二つのフランスの争いの終わりを示している」と言えるだろう(Baubérot 2010, p. 101)。

加えて、分裂あるいは統合という言葉が対象としているのが宗教であるということに、長年にわたるフランスの宗教の圧力とそれに抗う闘争の歴史の奥深さを感じる。『不可分性』は、宗教をめぐる分裂してきた国家にとって最大の課題である。この『不可分性』を『ライシテ』の思想によって支え、両者を対にして国家の性格を定義することを、フランスは選択したのであり、いかに宗教からの脱却が至上命題であったのかがよく分かる(工藤 2007年、189頁)。

憲法の冒頭から国民あるいはフランスの法に従わねばならないすべての人は共和国の価値観のもと同列であると謳うのは、逆に言えば共和国の価値観にそぐわず社会に亀裂をもたらす

るものは持ち込んではいけないとも読める。

そこで改めて問題になるのが教育である。第5共和国憲法の前文にはこうある。「あらゆる段階で、公かつ無料でライックな教育を組織することは国家の義務である」。この後も、私立校への援助金や教師の給与払いなど教育面でライシテの論争が続いていくことになるが、「共和国が『不可分』indivisibleであるためには、共通のプログラムによって育成された国民が、そのアイデンティティを形成しなければならないのである」(工藤 2007年、188頁)。つまり個人々が勝手な思想信条を子どもたちに植え付け、国家を無視した共同体を形成することは歓迎されないことなのだ。日本の就学義務と違って、フランスでは学校に行かず家庭内で子弟を教育するホームスクーリングが可能であったが、2022年から廃止されることになっている。これはフランスが嫌うコミュニタリアズム(communautarisme)を念頭に置いていると思われるが、家庭内で統合的な共和国理念に反する教育が行われることへの警戒心からだろう。

余談ではあるが、フランスには大きく分けて3つの学校がある。公立校、私立契約校、私立非契約校である。私立契約校とはフランス教育省のプログラムを順守する学校のことで、私立非契約校とはモンテッソーリ教育やシュタイナー教育のように経済的に独立し、自由な教育プログラムを施す学校である。BFMTVによればこうした非契約校は増加の一方で、2010年に803あった校数が2021年には1,657に増えている。国からの援助がない非契約校は当然授業料もかなり高いが、それでもそこに子供を入れようという家庭が増えているということだ。伝統的なカトリック系の私立はむしろ契約校に多いので宗教信条の問題ではないのだが、多数派ではないといえ公教育に対する近年の保護者の考え方の傾向が表れているのかもしれない。

ちなみに、フランスは男性選挙実施と女性参政権の確立との間の期間がもっとも大きい民主主義国家と言われていて、1848年の男性普通選挙から1945年の普通選挙まで実に1世紀近くかかっている。これは信心深い女性が、信頼する司教やカトリック教会の意思を選挙に反映させる可能性を嫌ったからだとも言われている。逆に言えば、戦後になって男女平等の考えの進展と並行して教会の女性への影響力も十分に弱まったことを示しているのだろう。

[参考文献及び参照インターネットサイト]

(リンクは12月1日時点)

Jean Baubérot, *Histoire de la laïcité en France*, PUF, 2010 (pp.100-104)

Michel Miaille, *La laïcité -solutions d'hier problèmes d'aujourd'hui*, Dalloz, 2015 (pp.112-117).

谷川稔『十字架と三色旗』岩波現代文庫、2015年(259-261頁)。
工藤庸子『宗教 VS 国家』講談社現代新書、2007年(187-189頁)。

<https://www.conseil-constitutionnel.fr/les-constitutions-dans-l-histoire/constitution-de-1946-ive-republique> (1946年第4共和国憲法)

<https://www.conseil-constitutionnel.fr/le-bloc-de-constitutionnalite/texte-integral-de-la-constitution-du-4-octobre-1958-engageur> (1958年第5共和制現行憲法全文)

https://www.bfmtv.com/economie/110-en-10-ans-le-boom-des-ecoles-privees-hors-contrat_AN-202109020014.html (非契約校のブーム、10年で110%増加)。